

ダンピング防止・不調対応

発注者責務示す

国交省 都道府県単位で説明会

公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議が1月30日に開かれ、改正公共工事品質確保促進法(公共工事品質確保法)の運用指針を申し合わせた。国や地方自治体などの発注関係事務に関する共通ルールとなる。調査・設計から完成後に至る各段階で発注者が果たす責務として、ダンピング受注の防止や入札不調・不落への対応などを挙げ、多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択・活用するための考え方も示した。

Ⅱ2面に関連記事、10・11面に指針の全文

連絡会議の事務局を務める国土交通省は、運用指針に基づく発注関係事務が4月1日に開始されるのを前に、都道府県単位で各管内市町村の担当者や建設業関係者を対象にした説明会を、2日の岡山、香川、佐賀の各県を皮切りにスタート。

省庁連絡会議で説明した。

300ページに及ぶ解説資料には、関連する法令や基準類、ガイドライン、手引など運用指針に関連する資料一覧も掲載。国交省が本年度中に策定する「入札契約方式の適用に関するガイドライン」「技術提案・交渉方式に関するガイドライン」(いずれも仮称)からも一部内容を引用している。

今回申し合わせたのは、運用指針の本文。その内容について国交省直轄事業を中心とした具体的な取り組み事例や既存の要領などを引用した解説資料を同省が作成し、都道府県単位で各管内市町村に至るまでの発注者を対象に「他

に参考となる生きた情報を取り込み、提供できるようにしていきたい」(田村秀夫官房技術調査課長)としている。

さらに、運用指針の内容に沿って、直轄事業や補助事業を持つ各官庁が関連する要領を順次作成。発注関係事務の実務面で参考となる資料も提供できるようにする。

省庁連絡会議の議長を務める古谷一之内閣官房副長官補は「担い手の中長期的な確保・育成に向けてすべての公共発注者に課せられた責務を果たしていくことが重要だ。見直すべきは見直し、具体的な取り組みを進めてほしい」と要請した。

公共工事
品質確保法
運用指針申し合わせ

設計労務単価

平均4.2%引き上げ

国交省、業界に賃上げ要請

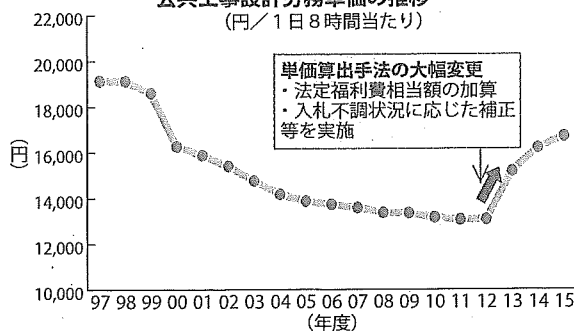
国土交通省は、公共工事の積算に使う設計労務単価を全職種・全国単純平均で4・2%、東日本大震災の被災3県(岩手、宮城、福島)で6・3%引き上げ、先に改定した設計業務委託等技術者単価とともに2月1日から適用した。太田昭宏国交相は1月30日の閣議後の記者会見で、「公共工事の円滑な執行に万全を期し、技能労働者の賃金水準の上昇という好循環につながることを期待している」と述べた。

国交省は近く、建設業界団体に対し、単価引き上げを踏まえた技能労働者への賃金支払いを要請する。

16年ぶりの大幅引き上げとなった13年4月、さらに14年2月の改定と合わせ、設計労務単価は2000年度を上回る水準まで回復。12年度単価と比較すると、全国平均で28・5%、被災3県で39・4%の上昇となる。全職種の加重平均単価は全国が1万6678円、被災3県が1万8224円。

労務単価は、国交省と農林水産省が毎年10月に実施する公共事業労務費調査の結果を反映。今回調査の結果を反映。今回調査の結果を反映。今回調査の結果を反映。

公共工事設計労務単価の推移
(円/1日8時間当たり)



に両省が所管する直轄・補助の1万1700件の主要職種の全国平均単価が設定された。

工事に従事する51職種の建設労働者の賃金実態を調べた結果を反映させた。このうち十分な有効標本が確保できなかった屋根ふき工と建築ブロック工については単価を設定せず、残り49職種について都道府県単位での単価が設定された。

賃金の上昇率は、とび工5・6%、鉄筋工5・6%、型枠工5・2%、左官5・2%。最も高かったのはサッシ工の9・7%だった。被災3県では、復興事業の円滑な施工を確保するため、13年4月の改定から一部職種の単価に5%上乗せ措置を導入。岩手、宮城では過去2回の改定と同様、鉄筋工、型枠工、とび工など37職種にこの措置を取り入れた結果、岩手の単価は平均で5・0%、宮城は4・9%上昇した。福島は復興事業が本格化するのに対応して、これまで7職種に限定していた上乗せ措置を2県と同じ37職種に拡大したことにより、平均8・9%上昇した。

国交省直轄工事では、1月30日時点で札入れ初日を迎えた案件から新単価を適用。それ以前に札入れ初日を迎えていた2月1日時点で開札を終えていた案件は、契約締結後に単価を入れ替えて契約変更する特例措置を取る。

着工済みの案件などにはインフレスライド条項の適用による契約変更で対応する。

他の政府関係機関や独立行政法人、地方自治体などにも同様の措置を求める。

日刊建設産業新聞

全国的全職種平均4.2%増加

2月から前倒し適用開始

福島県で5%上乗せ全面適用

国交省15年度設計労務単価

太田昭宏国土交通大臣は1月30日、閣議後の

会見で、公共工事の積算で用いる「公共工事設計労務単価」を改定し、15年度からの新単価を2月1日から前倒しで適用することを明らかにした。新単価は全国ベースで全職種平均1万6678円となり、14年2月比で4.2%増加、2000年度(1万6263円)を上回る水準となった。ピーク時の97年度(1万9121円)の87%まで回復している。東日本大震災の被災地で、37職種に単価を5%上乗せする措置を今月から、福島県で全面適用する。最近の市場価格を迅速に反映した新単価を活用することで「公共事業の円滑な執行に更に万全を期すとともに、現場で従事する技能労働者の賃金水準の上昇という好循環につながることを期待している」(太田国交相)。1月23日公表の15年度設計業務委託等技術者単価も、2月から前倒し適用する。

技術者単価も今月適用

全国の15年度労務単価を職種別にみると、躯体系3職種が高い伸び率となった。とび工5・6%増、鉄筋工5・6%増、型わく工5・2%増という状況だ。左官工も5・2%増加。伸び率だけを見るとサッシ工が9・7%も増加している。地域別に見ると東北、北陸、九州の伸び率が高い傾向にある。このうち東日本大震災の被災3県(岩手、宮城、福島)は全職種平均1万8224円、14年2月比で6・3%増加した。

被災3県では、上昇傾向が強い職種や、市場単価の上昇が直近でも続いている状況などを総合的に勘案し、鉄筋工や型わく工、とび工など37職種で単価を5%機械的に上乗せする措置をとっている。すでに全面適用中は2県。このうち岩手県は14年2月比で5・0%増加、宮城県も4・9%増加している。

これまで7職種への適用にとどまっていた福島県は、復興事業の本格化に伴い、15年度単価から37職種への全面適用を開始する。これを受けて、14年2月比8・9%増と大幅な伸び率となった。公共工事設計労務単価は、農林水産省と国土交通省が毎年10月、51職種に対して実施する公共事業労務費調査に基づき決定している。法定福利費相当額の加算や入札不調にに応じた補正など、単価算出手法を大幅に変更した13年度に、設計労務単価は全国的全職種平均で前年度比15・1%増加、14年度は7・1%増加、そして今回15年度も4・2%増加と高い伸び率が

3年続く。

最近の労働市場の実勢価格を適切かつ迅速に反映する観点から、通常、4月から適用する新単価を昨年に引き続き、今回も2月から前倒しで適用することにした。

今回、設計労務単価の適用と合わせて、設計や測量など、土木コンサルタント業務の積算に用いる15年度「設計業務委託等技術者単価」(1月23日公表、全職種平均4・7%増加)も、2月から適用することにした。

なお、昨年10月調査で、屋根ふき工、建築フロック工の2職種は、十分な有効標本数が得られなかったため今回、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった。

日刊建設産業新聞

発注事務の運用指針完成

きょうから都道府県で説明会

庁議 省会 関係 連

政府は1月30日、「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」(第5回会合)を開き、公共工事の改正品確法を受けて「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)についての申し合わせを行い、運用指針を正式に決定した。

運用指針は、全ての公共の発注者を取り組む発注関係事務の共通ルールを定めたもの。会合で議長を務める古谷一之内閣官房副長官補は、公共工事の改正品確法の理念である、中長期的な担い手の育成・確保の実現に向

けて、省庁だけでなく自治体を含めた全ての発注者が責務を果たす必要性を強調。指針に基づき見直すべき所は見直し、自治体の支援や協力も進める必要性を指摘した。

運用指針には、調査・設計段階から完成後までの各段階で、発注者が取り組むべき対応を明示。担い手を育成・確保するための原資となる「適正利潤」を建設企業が得られるよう、適正な予定価格を設定しなければならぬことを工事発注準備段階で明記した。

積算に用いる価格が実

際、省庁だけでなく自治体を含めた全ての発注者が責務を果たす必要性を強調。指針に基づき見直すべき所は見直し、自治体の支援や協力も進める必要性を指摘した。

運用指針には、調査・設計段階から完成後までの各段階で、発注者が取り組むべき対応を明示。担い手を育成・確保するための原資となる「適正利潤」を建設企業が得られるよう、適正な予定価格を設定しなければならぬことを工事発注準備段階で明記した。

積算に用いる価格が実

際、省庁だけでなく自治体を含めた全ての発注者が責務を果たす必要性を強調。指針に基づき見直すべき所は見直し、自治体の支援や協力も進める必要性を指摘した。

運用指針には、調査・設計段階から完成後までの各段階で、発注者が取り組むべき対応を明示。担い手を育成・確保するための原資となる「適正利潤」を建設企業が得られるよう、適正な予定価格を設定しなければならぬことを工事発注準備段階で明記した。

積算に用いる価格が実

際、省庁だけでなく自治体を含めた全ての発注者が責務を果たす必要性を強調。指針に基づき見直すべき所は見直し、自治体の支援や協力も進める必要性を指摘した。

運用指針には、調査・設計段階から完成後までの各段階で、発注者が取り組むべき対応を明示。担い手を育成・確保するための原資となる「適正利潤」を建設企業が得られるよう、適正な予定価格を設定しなければならぬことを工事発注準備段階で明記した。

積算に用いる価格が実

日等の実現に向けて適切な工期を設定し、発注・施工時期等の平準化に努めること、ダンピング受注防止のために最低制限価格などを設定すること、適切な設計変更を行うことなども明記。工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用方法についても示した。

運用指針自体は3部で構成。「指針本文」、その詳細を説明する「解説資料」、指針に位置付けられた取り組みを業務面で参考にしてもらうため、各省庁が必要に応じ

て適宜策定する「その他の要領」で構成している。このうち今回「解説資料」が完成、会合で報告した。そこには運用指針の原文を載せ、項目ごとに解説や、取り組み事例などを紹介している。その根拠となる指針やガイドラインなどを欄外で紹介、最後に参考資料一覧も掲載。ホームページ上では、関連資料をクリックすれば資料本体に跳べるよう、リンクを張っている。運用指針を見直した場合、解説資料も直す。解説資料単体で見直すこともある。

全ての公共の発注者が4月1日から、この運用指針に基づいた発注事務を展開できるよう、きょう2日の佐賀県、岡山県、香川県での説明会を皮切りに、全国47都道府県で発注者向け・業界団体向けの説明会を、同会議の事務局を務める国土交通省が展開する。今後は少なくとも各ブロックにつきは、発注者・業界双方からの相談に対応する窓口を設置する計画だ。

国交省ホームページに、運用指針や解説資料を掲載する。

国交省 公共工事設計労務単価

4.2%上昇 前倒し適用

被災地3県は6.3%増

国土交通省は1月30日、昨年度に引き続き前倒しで改定し、2月から適用する「公共工事設計労務単価」を発表した。全国全職種平均の伸び率(単純平均)は、2014年2月比で4.2%上昇した。大幅引き上げ前の12年度と比較すると、28.5%の増加となる。一部職種に一律5%を上乗せしている東日本大震災の被災3県は、それぞれ6.3%、39.4%の増加となった。太田昭宏国交相は同日の閣議後会見で、「公共事業の円滑な執行にさらに万全を期す。現場に従事する技能労働者に、この賃金上昇という好循環が及ぶことを期待する」と強調した。

新労務単価は、昨年10月に実施した公共事業労務費調査の結果をもとに設定。最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、例年の4月改定を2年連続で早めた。社会保険の加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額も引き続き盛り込んだ。全51職種のうち、屋根ふき工と建築ブロック工は十分な有効標本数が確保できなかったため、残る49職種で平均値を算定している。

全国全職種平均の金額(加重平均、1日8時間当たり)は1万6678円。00年度の水準を上回り、ピーク時である1997年度の約87%の水準となった。

地域別では東北のほか、そもそも賃金水準が低い北陸、九州の伸び率が比較的高かった。職種別は駆体系の伸びが目立ち、とび工と鉄筋工は5.6%増、型枠工と左官は5.2%増となり、いずれも全職種平均を上回った。

被災3県は全職種平均の金額は1万8224円。伸び率は岩手が5.0%、宮城が4.9%で、福島は全国トップの8.9%の増加となった。福島は復興事業の本格化への対応として、5%の上乗せを行う職種を7から37に増やしたため。これにより福島の上

乗せ職種は岩手、宮城と同数になる。鉄筋工、型枠工、とび工、大工、左官、特殊作業員など、各種統計や市場単価資料からも継続的な上昇傾向が確認される37職種が上乗せ措置の対象になっている。

近年の全国全職種平均伸び率の推移をみると、13年4月に15.1%、14年2月に7.1%、15年2月に4.2%それぞれ増加した。13年度は法定福利費相当額の加算や入札不調状況に応じた補正など、政策的な部分が大幅増のきっかけとなったが、それ以降は同条件で純粋に実態が反映さ

れた形だという。官民を挙げた処遇改善の取り組みなどが奏功し、上昇基調が継続していると言えるが、一部の下請企業などからは依然として、「労務単価が上がった実感が得られない」といった声も聞かれる。建設企業には適正な利潤を確保し、担い手に十分な対価を支払う取り組みの一層の推進が求められる。

国交省としても今回の前倒し改定を踏まえ、建設業団体を通じて元請けから下請け、そして技能労働者へと適切な賃金が流れるよう改めて求める予定だ。

建設通信新聞

2015. 2月2日

品質確保促進法に基づく発注関係事務の共通ルール「運用指針」が、1月30日に開かれた「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」の申し合わせを経て正式決定された。各省庁間で運用指針の内容に沿った発注関係事務の実行を確認。事務局の国土交通省は、実務面で参考にしてもらう「解説資料」も作成、報告した。2015年度からの全公共発注者における指針の運用開始に向け、都道府県単位で開催する説明会も2日からスタートを切る。

説明会スタート

全自治体に周知徹底

改正公共工事品質確保促進法（品質法）に基づく発注関係事務の共通ルール「運用指針」が、1月30日に開かれた「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」の申し合わせを経て正式決定された。各省庁間で運用指針の内容に沿った発注関係事務の実行を確認。事務局の国土交通省は、実務面で参考にしてもらう「解説資料」も作成、報告した。2015年度からの全公共発注者における指針の運用開始に向け、都道府県単位で開催する説明会も2日からスタートを切る。

明記している。運用指針の策定を受け、今後はいかに市町村まで根付かせるかが焦点になる。国交省は都道府県単位で発注者、建設業界向けの説明会をそれぞれ開催し、全方位的に周知徹底を図る。

発注者説明会は、すべての市町村に参加を呼び掛ける。早速2日には岡山、香川、佐賀の3県で開く。

また、国交省は、受発注者双方から発注関係事務に関する問い合わせを受ける相談窓口も開設する予定。少なくとも各ブロック単位には設ける考えだ。

運用指針には、▽調査・設計▽工事発注準備▽入札契約▽工事施工▽完成後――の各段階で発注者を取り組むべき内容を記載。必須事項として、最新の積算基準の適用や歩切りの禁止、予定価格の原則事後公表、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の活用徹底などを明文化した。

連絡会議議長の高谷一之内閣官房副長官補は「すべての発注者に共通の指針であり、各省庁には必要な見直しを行